

平成29年度諮問（一）第2号  
答申（一）第1号

「地方税法及び栃木県県税条例に基づく自動車税賦課決定処  
分に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

## 第1 審査会の結論

栃木県自動車税事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成29年5月2日付けで行った地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）及び栃木県県税条例（平成17年栃木県条例第5号。以下「条例」という。）に基づく平成29年度自動車税の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるという知事（以下「審査庁」という。）の判断は妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

平成29年5月2日、処分庁は審査請求人が所有する自動車に対し、法第145条第1項及び条例第103条第1項に基づき、本件処分を行い、同日付けで審査請求人に通知した。

平成29年7月12日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査庁に対し、本件処分における税率を重くする自動車税のグリーン化特例措置（以下「特例措置」という。）の適用の取消しを求めて本件審査請求を行った。

審査庁は、行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、平成29年12月13日付けで、本件審査請求について、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

## 第3 審査関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人

#### (1) 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、特例措置を適用しない税率での賦課決定処分を求める。本件処分において、税率を重くする特例措置を適用したのは不当であり無効である。

#### (2) 審査請求の理由

審査請求人がリストラによるストレスで心身障害を発症し、無職かつ無収入の状況にあるにもかかわらず、昨年度までの自動車税額より増額した本件処分は、不当な処分である。

### 2 審査庁

審理員意見書のとおり、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第4 審理員意見書の要旨

### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

### 2 審理員意見書の理由

#### (1) 本件処分に係る法令等の規定について

ア 自動車税については、法第145条第1項及び条例第103条第1項により、自動車に対し、その所有者に課するとされており、適用される税率は、法第147条及び条例第106条に自動車の排気量に応じてそれぞれ規定されている。

イ ただし、一定の条件を満たした自動車については、法附則第12条の3及び条例附則第28条において、税率の特例が設けられており、法附則第12条の3第1項第1号及び条例附則第28条第1項第1号の規定に基づき、「ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの」は「新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」から、同特例措置が適用される。

ウ 登録ファイルによれば、本件処分に係る自動車は、ガソリンを内燃機関の燃料として用い、初度登録年月が平成16年1月で総排気量1.99リットルの自家用乗用車であることから、適用される税率は、法第147条第1項第1号ロ及び条例第106条第1項1号ロの39,500円を、法附則第12条の3第1項及び条例附則第28条第1項の規定により読み替えた45,400円となる。

#### (2) 本件処分の妥当性について

審査請求人は、リストラによるストレスで心身障害を発症し、無職かつ無収入であるため、法附則第12条の3第1項及び条例附則第28条第1項の規定を適用することは不当である旨主張するが、法において、そのような個々人の事情を勘案し、異なる税率を適用することは規定されておらず、処分庁が規定にない税率を適用することは許されない。

よって、自動車の登録情報に基づき、処分庁が行った本件処分は、正当なものである。

(3) 上記(1)及び(2)以外の違法性又は不当性についての検討

条例第116条において、一定の心身障害を持つ者に対しての自動車税減免の規定が設けられているが、その適用は、身体障害者手帳等を持つなど要件が限られている。

審査請求人は、心身障害を発症している旨主張し、自身の病状を説明するものとして、服用薬の処方箋を提出しているが、それをもって減免要件に該当するとは言えず、身体障害者手帳等も所持していないことから、自動車税の心身障害者に係る減免対象となるものではない。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 審査会の判断について

自動車税に係る制度は、法の枠内で条例により定められているが、自動車税は、特例措置により自動車の排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については軽課する一方、一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車については重課することとされている。

次に、本件処分時の条例附則第28条第1項第1号の規定によれば、ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたものに対する自動車税に係る税率は、新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度から特例措置が適用され、総排気量が1.5リットルを超え、2.0リットル以下の自家用乗用車については、45,400円とされていることが認められる。

そこで、本件処分についてみると、本件自動車は、登録事項等証明書によれば、所有者は審査請求人であり、初度登録年月は平成16年1月であり、平成29年度の自動車税に係る税率は、特例措置が適用されることになる。また、用途は「乗用」、自家用・事業用の別は「自家用」、総排気量は1.99リットル、燃料の種類は「ガソリン」であることが認められ、処分庁は、条例の定めるところに従い、適正に本件処分を行っていることが認められる。

なお、審査請求人は、自己の病状や収入状況など種々主張するが、法において、個々人の事情を勘案し、異なる税率を適用することは規定されておらず、これらの主張は、審査庁の判断を左右するものではない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 2 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

### 3 その他

審査庁は、本件処分に係る妥当性の検討に当たって、審査請求人が条例第116条に規定する自動車税減免の要件に該当するかを確認し、減免の対象とならない旨判断している。

自動車税減免措置は、一旦発生した納税義務について、課税庁の処分によって、その一部又は全部を消滅させる行政処分であることから、審査請求人が取消しを求めている本件処分の効力に影響を及ぼすものではない。

したがって、審理員意見書第3の3において検討している当該自動車税減免の対象となるか否かについては、本件処分とは別個の行政処分に関するものであり、また、本件処分の妥当性に対する判断に影響を与えるものではないことから、当審査会の調査審議の対象としない。

### 4 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年12月13日	・ 諮問庁から諮問書を受理
平成30年 2 月22日 (第11回審査会第1部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第1回審議
平成30年 3 月16日 (第12回審査会第1部会)	・ 第2回審議

### 栃木県行政不服審査会第1部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
秋 山 伸 恵	医師	
黒 田 葉 子	元栃木県労働委員会事務局長	部会長職務代理者
島 蘭 佐 紀	弁護士	
塚 本 純	宇都宮大学地域デザイン科学部 学部長	部会長

(五十音順)